

施設利用における注意事項

施設利用の注意	<ol style="list-style-type: none"> 1. 研修室等の承認書を他人に譲ったり、貸したりすることはできません。 2. 利用承認書に記載された使用目的および実施内容と異なる利用があった場合、使用承認の取り消しまたは利用中断(中止)を求めることがあります。 3. 営業／営利を目的とした利用はできません。 4. 団体確認のため、入室の際には必ず「施設の使用承認書」・「インターネット利用登録証」・「男女平等センター団体登録証」のいずれかをご提示ください。 5. 利用時間には、準備及び片付けの時間を含んでいます。終了時間までに退出願います。 6. 利用が終了したときは、室内の現状復帰をお願いします。 7. 館内にごみを捨てる場所はありませんので、お持ち帰りをお願いします。 8. 館内の壁やドアに貼り紙をすることはできません。ホワイトボード+マグネットをご利用ください。 9. 楽器の使用については制限があります。必ず事前のご相談をお願いします。 10. 館内および敷地内は全面禁煙としています。また、当館周辺での喫煙もご遠慮ください。 11. 館内および敷地内での飲酒はお断りしておりますので、ご協力をお願いします。 12. 自前の機器等を持ち込む場合は、必ず事前にご相談ください。 13. 実習室は調理実習と試食を目的としております。調理した食品の持ち出しはできません。
駐車場	<p>車での来館はご遠慮下さい。やむを得ず駐車場を使用の場合は、必ず窓口で手続きをしてください。ただし、一団体一台に限ります。</p>

使用の取消	<p>使用を取消する場合は、使用日の3日前までに承認書を窓口にお持ちいただき、使用取消申請書を記入のうえ申請してください。使用料については下記を参照ください。インターネットからお申込みの場合は、インターネットからでも取り消せます。</p>
使用の変更	<p>使用を変更する場合は、変更前の使用日の3日前までに承認書を窓口にお持ちいただき、文京区男女平等センター使用変更申請書をご記入のうえ申請してください。変更か取消のどちらか一方を一回行うことができます。変更はインターネットからは出来ません。</p>

使用料の返金	<p>既に納められた使用料は、次に該当する場合のほかはお返しできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用者の責任によらない理由で使用できなくなったとき ⇒ 全額 (2) 災害その他の事故により使用承認を取消したとき、または工事のほか区および男女平等センターの都合により、会長が使用の承認を取り消したとき ⇒ 全額 (3) 使用日の3日前までに使用の取消を申し出て、区長が相当の理由があると認めたとき ⇒ 5割相当額 (4) 使用日の3日前に使用の変更を申し出て、変更後の使用料が変更前の使用料より少なくなり、区長が相当の理由があると認めたとき ⇒ 差額の5割相当額 <p>※上記により使用料の還付を受ける場合は、<u>印鑑(朱肉使用のもの)</u>をご持参ください。</p>
--------	---

文京区男女平等センター TEL:3814-6159

※文京区男女平等センターは、文京区女性団体連絡会が指定管理者として管理運営を行っています。